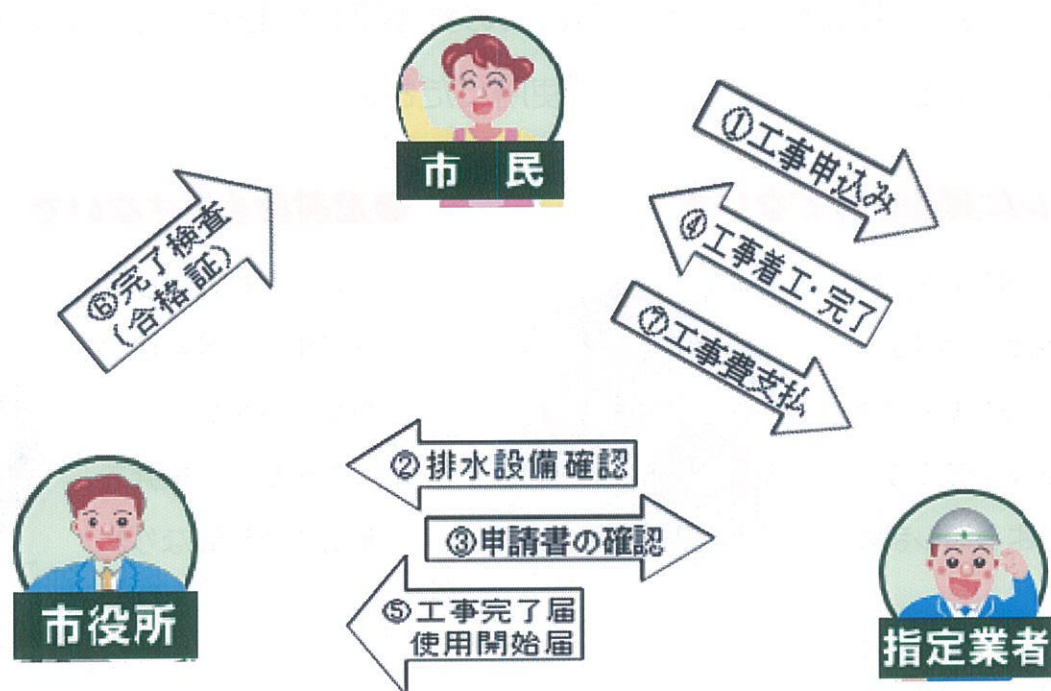


■水洗化工事の計画から完成まで



1. 「指定業者」を決めましょう

工事は「指定業者」以外ではできません。

※くみ取り便所の改造や、排水設備の設置は非常に大切な工事です。

市では試験に合格した排水設備工事責任技術者が専属しているなどを要件とする指定業者制度を設けています。

4. 工事が完了

工事が完了すると市の職員がお伺いして完了検査を行います。これに合格するといよいよ水洗便所等の使用ができます。当初の契約にもとづいて支払いをします。

※完了検査は設計図書どおり工事がされたかどうかを検査するものです。その結果、工事の手直しを命じる場合もあります。

2. 見積書をもらい、支払い方法を決めましょう

指定業者が決まったら、設置場所等の現地調査をして見積書をもらいましょう。そして、十分に説明を聞いて支払い方法を決めてください。

3. 工事の申込み、着工

支払い方法など基本的なことが決まったら、指定業者に正式に工事を依頼します。指定業者は依頼者に代わって市への事務手続きをして工事を開始しますが、書類への署名・押印は大切なことですから、内容をよく確認して自分自身でするようにしましょう。



※排水設備及び水洗化工事は皆さんと工事業者の間で行うものですので、必ず見積書のほか契約書を取り交わすようにしましょう。